

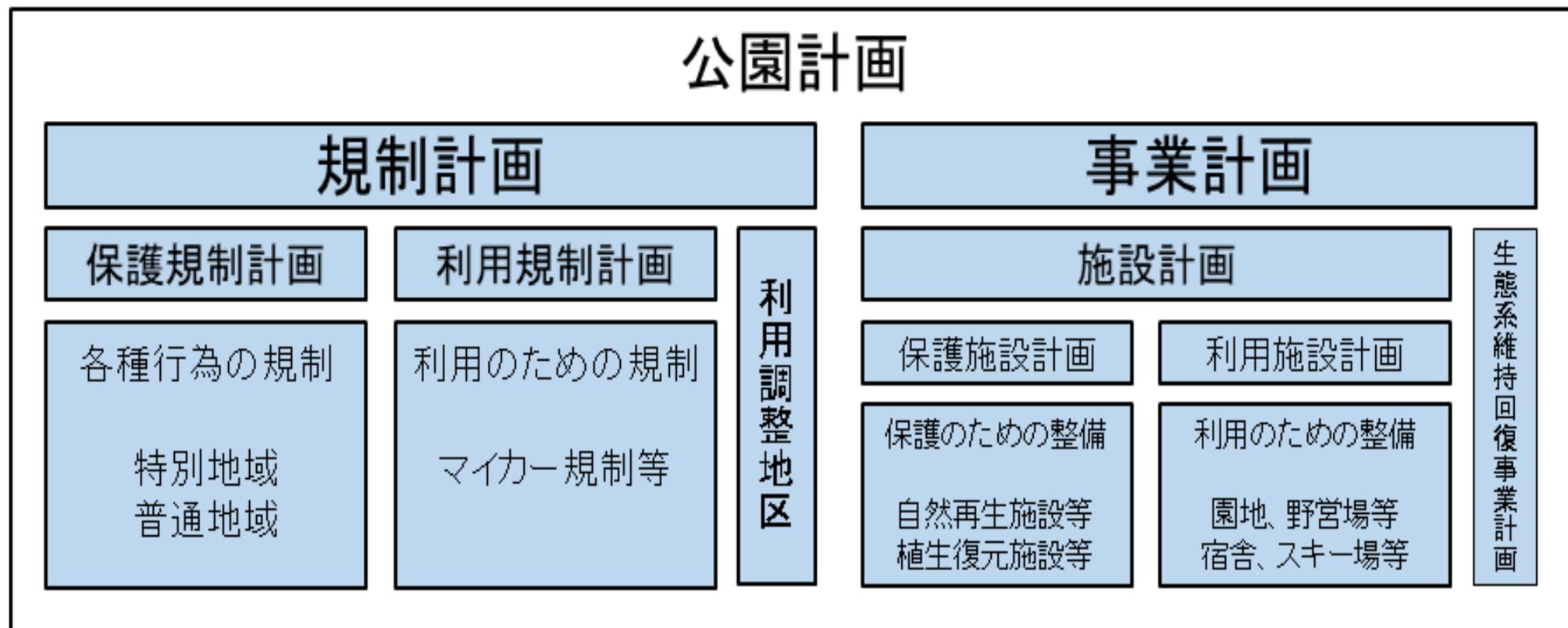
天竜小渋水系県立公園の 公園計画（案）について

令和 3 年 12 月 14 日

長野県環境部 自然保護課

1 公園計画とは

公園計画とは自然公園の風致景観を維持し、併せて公園として適正な利用を推進するための計画を示すことにより、公園の適正な管理・運営を行う基本的な指針であり、保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう



2 天竜小渋水系県立公園の公園計画変更

(1) 位置図



2 天竜小渋水系県立公園の公園計画変更

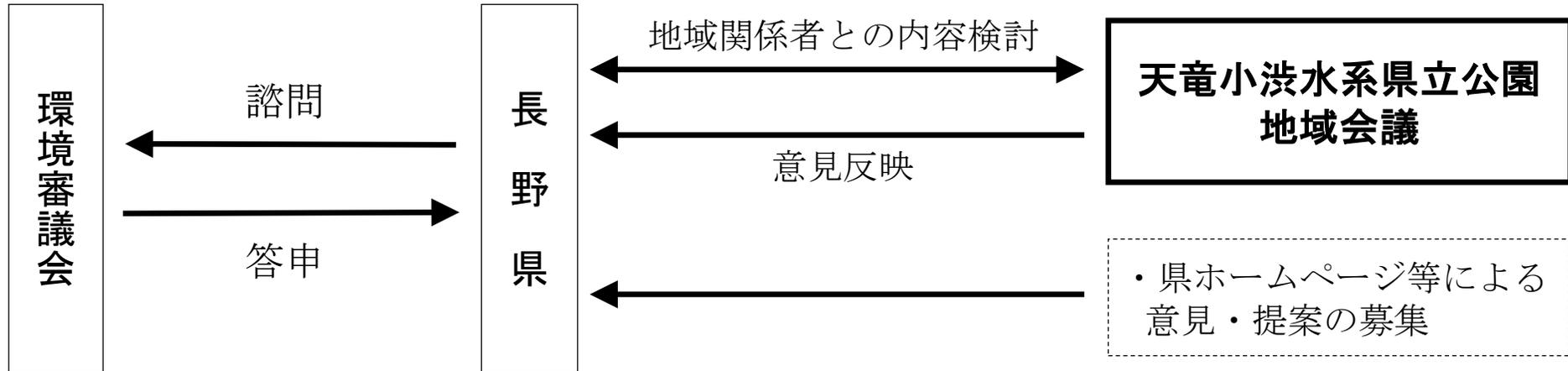
(2) 背景

昭和45年12月21日に県立自然公園に指定されて以来、約50年以上見直しがなされず、取り巻く環境に変化が生じていることから、地域の実情に合わせ、変更を行う必要がある。

(3) 変更の効果

- ・ 地域の実情に即した保護・利用施策の実施が可能となる。
- ・ 自然、社会環境の変化を公園計画に反映させることで、自然公園に対する考え方や方向性が整理・共有され、優れた自然の風景地保護、生物多様性の確保や利用増進が一層図られる。

3 公園計画変更の体制



☆ 長野県立自然公園条例（抜粋）

（公園計画の決定）

第5条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 知事は、関係市町村その他関係行政機関、関係事業者、地域住民その他の関係者と連携して県立自然公園の保護とその適正な利用を推進するため、公園計画の決定に当たり、あらかじめ、当該関係者が意見を交換する場を設けることその他の当該関係者の意見を公園計画に反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

（公園計画の廃止及び変更）

第6条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

4 天竜小渋水系県立公園地域会議とは

(1) 設置趣旨

- ・地域の意向を反映した公園管理体制を構築するため、地域関係者が中心となって総括的に意見交換・協議をする場（平成29年10月16日条例改正により追加。条例第5条第3項）
- ・令和2年2月21日に、天竜小渋水系県立公園地域会議を設置

(2) 構成員

団体名	職名	団体名	職名
飯田市	環境課長	伊那谷自然友の会	
松川町	町長	河川水辺の国勢調査アドバイザー	
高森町		たかもりカヌークラブ	会長
喬木村	村長	高森町自然愛護会	会長
豊丘村	産業建設課長	高森町動植物調査員	
大鹿村	産業建設課長	下伊那漁業協同組合河野支部	支部長
中川村	振興課長	水辺マレットゴルフクラブ	会長
国土交通省天竜川上流河川事務所	管理課長	わくわくしとく	代表
国土交通省天竜川ダム統合管理事務所	管理課長	米沢酒造株式会社	代表取締役
長野県飯田建設事務所	維持管理課長	長野県上伊那地域振興局	商工観光課長、環境・廃棄物対策課長
天竜川総合学習館かわらんべ	館長	長野県南信州地域振興局（事務局）	商工観光課長、環境課長
天竜川鷲流峡復活プロジェクト	代表	長野県南信発電管理事務所（オブザーバー）	管理課長

5 地域会議及びパブリックコメントの状況

(1) 地域会議（主なご意見等）

- ① 第1回天竜小渋水系県立公園地域会議（令和2年2月21日開催）
 - ・地域の意向を反映した公園管理を目指す方針等を確認
- ② 第2回天竜小渋水系県立公園地域会議（令和3年1月20日開催）
 - ・地形、地質について、誤解を与えたり、古い表現の修正を求める意見 → 反映
 - ・今後整備が予定される野営場、舟遊場等の利用施設への追加を求める意見 → 反映
- ③ 第3回天竜小渋水系県立公園地域会議（令和3年5月26日開催）
 - ・地質について、このエリアに特徴的なミソベタ層の記述を求める意見 → 反映

(2) パブリックコメント

- ・実施期間：令和3年10月18日～令和3年11月17日（31日間）
- ・ご意見：1件（水質汚染源の調査を規定し、清流の回復を求める）
- ・県の考え方：長野県水環境保全総合計画に基づく取組を進める

6 公園計画（案）の主な変更項目

- 「国立公園の公園計画作成要領等」（H25改正）に準拠して現状に合致するよう変更を行うとともに、地域会議における地元関係者等の意見を反映。

変更項目	概要
現況及び特性	<ul style="list-style-type: none">・ 大鹿村中央構造線博物館学芸員など地元有識者監修のもと、最新の知見に基づき記述をリニューアル
保護施設計画の追加	<ul style="list-style-type: none">・ 鷺流峡を自然再生施設として保護施設計画に位置付け
利用施設の追加等	<ul style="list-style-type: none">・ 新たに整備が予定される野営場、舟遊場、歩道等を利用施設計画に追加・ 新たに運輸施設の項目を設け、舟下り施設を単独施設から移記

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

公園計画（案）の構成（目次）

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 基本方針 | 5 事業計画 |
| 2 現況及び特性 | （1）施設計画 |
| （1）地形、地質 | 新 <u>ア 保護施設計画</u> |
| （2）植生及び野生生物 | イ 利用施設計画 |
| （3）景観 | （ア）単独施設 |
| 3 保護及び利用の方針 | （イ）道路 |
| （1）保護の方針 | 新 <u>（ウ）運輸施設</u> |
| （2）利用の方針 | 6 参考事項 |
| 4 規制計画 | |
| （1）保護規制計画 | |
| ア 特別地域 | |
| イ 関連事項 | |
| ウ 面積内訳 | |

（参考）現行公園計画の構成

- 公園区域
 - 1 区域設定の基本方針
 - 2 区域
- 公園計画
 - 1 基本方針
 - （1）現況及び特性
 - ア 地形、地質
 - イ 地被
 - ウ 特殊景観
 - （2）保護の方針
 - （3）利用の方針
 - 2 保護計画
 - （1）特別地域
 - （2）普通地域
 - （3）保護詳細計画の概要
 - （4）市町村別、地域別、土地所有別面積一覧表
 - 3 利用計画
 - （1）道路
 - （2）単独施設

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（1）公園区域

市町村名	面積（ha）		旧市町村名等	備考
	変更前	変更後		
飯田市	177.30	272.84	（旧上郷町含む）	・公園区域、地種区分に変更なし ・地理情報システム（GIS）による精度向上のため 面積を修正
中川村	289.35	276.00		
松川町	591.65	565.49		
高森町	108.90	108.37		
喬木村	274.25	317.24		
豊丘村	107.10	91.18		
大鹿村	1,012.31	962.86		
合計	2,560.86	2,593.97	+ 33.11	

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（2）基本方針

本公園及びその周辺には、隆起と天竜川の浸食を繰り返したことによってつくられた段丘と伊那谷活断層によってできた段丘がみられ、段丘面には農地が広がり、段丘崖に沿って竹林やコナラ、アカマツ、スギなどの雑木林が点々とモザイク状に成立し、多様な動植物の生息・生育の場となっている。

このような様々な変遷を経て成り立つ躍動感のある地形が織りなす景観と、人々が守ってきた歴史・文化など人文的環境を楽しむことができる地域にあることから、「自然のダイナミズムによる雄大なパノラマ景観と渓谷美」をテーマに、風致景観や多様かつ希少な動植物の保護を図るとともに、適正な利用を推進する。

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（3）現況及び特性 【主な記載事項】

ア 地形、地質

本公園の西方には、伊那谷断層帯が南北に分布しており、天竜川はその伊那谷断層帯の活動によって生じた中央低地帯を流れている。

天竜川の東側には、天竜川と平行な河岸段丘を基本に、それを横断して伊那山地から合流する支流群により開析された地形が広がっている。一方で、天竜川の西側には、木曾山脈からの支流がつくる扇状地が発達しており、東側と西側の地形が非対称である。

天竜川沿いには前期更新世の伊那層と新期砂礫層が分布している。伊那層にはかつて諏訪湖付近にあった塩嶺火山の火山泥流堆積物であるミソベタ層が挟まれており、松川町部奈地区などで露頭しているほか、天竜川本川の万年橋下流の河床に現れている。

イ 植生及び野生生物

本公園は、丘陵帯から低山帯にわたり、コナラなどを主体とした広葉樹林やカラマツなどの植栽林、針広混交林が山腹、渓谷を覆い、青葉、紅葉といった季節に応じた美観を展開している。また陣馬形山にはミツバツツジやアカマツ群落、矢筈にはヨウラクツツジの群落が見られ、それぞれ特色のある景観を展開している。

天竜川の砂礫地にはツメレンゲ等の希少な植物が生育し、クロツバメシジミやカワラバッタ等の希少な昆虫類が生息している。一方、堤防付近の草地ではコマツナギを食草とするミヤマシジミ等の希少な昆虫類が見られる。

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（3）現況及び特性 【主な記載事項】

ウ 景観

鷺流峡は、花崗岩の直方状節理が発達し、直立する岩壁がそそり立ち天竜川の清流と相まってすぐれた渓谷美を形成している。

天竜川の大支流である小渋川をせき止めて造られた小渋ダムは、大人造湖を生み出し、赤石岳を投影する優雅な湖沼景観を示し、本地域の核心的景観となっている。

陣馬形山は、伊那山地のほぼ中央に位置し、頂上部からの展望にすぐれ、眼下に天竜川やその周辺の河岸段丘等を望める。

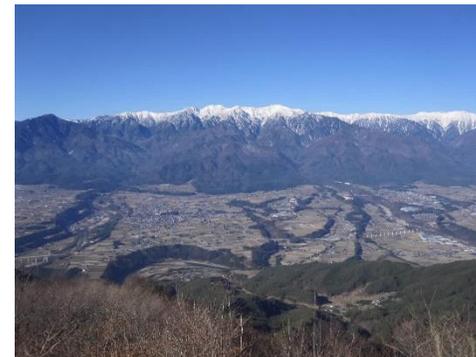
人文景観としては、天竜川のほとり松川町地籍に平治元年に大島八郎宗綱が築城し、武田氏の拠点の一つとなった台城や、鎌倉時代、知久信貞が築城して以来、天文23年に武田氏により落城するまでの300年間にわたり知久氏の居城となった神之峰などがあり、当時の面影をとどめている。



鷺流峡



小渋ダム湖（出典:天竜川ダム統合管理事務所HP）



陣馬形山からの眺望



神之峰

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（4）保護及び利用の方針

ア 保護の方針

- （ア）優れた自然の風景地を保護することは、自然を包括的に認識することにより、自然環境や生物多様性の保全にも寄与するという考えのもと、本公園の保護の方針は景観の保護を軸とする。
- （イ）鷲流峡は、本公園の代表的渓谷であるため、第2種特別地域とし、渓谷景観の保護を図る。
- （ウ）小渋ダム湖は本公園の中心的景観を構成する地区であるので、ダム湖南側一帯を第2種特別地域とし、地形と植生の改変を避け、ダム湖の景観の保護を図る。
- （エ）神之峰、台城の人文景観及び植生に特色のある矢筈の森林を第2種特別地域とし、人文景観及び自然景観の保護を図る。
- （オ）その他、天竜川、小渋川等と周辺の河岸段丘及び段丘崖等と相まった河川渓谷並びにその景観を眼下に望む陣馬形山等を第3種特別地域とし、風致の保護に努める。

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（４）保護及び利用の方針

イ 利用の方針

- （ア） リニア中央新幹線開業により見込まれる利用者の増加、国や県の施策によるインバウンドの増加等、利用の増加及び多様化が見られる現状を踏まえ、利用を促進する地区には施設等の適正配置を検討する。利用が増大している地区では、利用の許容量を踏まえ適正な利用を図る。
- （イ） 本地域の特性を生かし、森林及び山岳の探勝、野営並びに河川景観の探勝、ウォーキングやサイクリング等、自然の利用を推進する。
- （ウ） 天竜川の河川景観探勝としては、主に、独特な探勝方法である天竜舟下りによるものとし今後とも利用の推進を図る。
- （エ） 小川川は親しみやすい河川で、かつ危険性も少ないので、溪流公園として整備し、ピクニック利用に供する。
- （オ） 小渋ダムは、ダムと馬原山を結ぶ歩道を整備し、湖沼景観の探勝利用に供する。
- （カ） 陣馬形山は、山頂からの展望鑑賞を中心に、ピクニック、野営利用の推進を図る。
- （キ） 神之峰、台城は歴史的環境の保護に努めつつ、文化財、歴史と密着した利用を推進する。
- （ク） 天竜小渋水系県立公園の地域による認知度を高め、自然や歴史と触れ合う利用を促進する。

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（5）規制計画

第2種特別地域～第3種特別地域（各種行為に許可を要する）と普通地域（各種行為に届出を要する）に区分された区域の地籍及び面積を明記。

（6）事業計画

ア 保護施設計画

○ 保護施設計画を新たに規定し、鷺流峡を自然再生施設に位置付け

種類	位置	整備方針	備考
自然再生施設	飯田市駄科、時又、長野原、下久堅南原及び龍江（鷺流峡）	鷺流峡では、もともと生育していたハチクやマダケが勢力を増し、広葉樹が駆逐されおり、四季の彩りのある渓谷の景観を保全するために竹林の整備を行うとともに、竹林に多く見られたごみについても、景観を保全するために除去を行う。	新規

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

イ 利用施設計画

（ア）単独施設

- それぞれの施設について整備方針を明記
- 新たに次の整備予定施設を追加

種類	位置	整備方針	備考
野営場	下伊那郡大鹿村 大字大河原 (大西山崩壊地)	小渋川周辺におけるキャンプ、自然探勝等の野外活動の場として整備する。	新設
園地 (展望・休憩施設)	下伊那郡喬木村 (禍誤除けの滝)	禍誤除けの滝の散策、矢筈ダム周辺の展望、休憩のための園地として整備する。	新設
園地 (展望・休憩施設)	下伊那郡高森町 (山吹下平地区)	天竜川におけるピクニック、自然散策や自然学習、休憩のための園地として整備する。	新設
運動場 (スポーツ施設)	下伊那郡高森町 (山吹下平地区)	天竜川河川敷を中心とした野外における運動の場として整備する。	新設
舟遊場 (カヌー施設)	下伊那郡高森町 (山吹下平地区)	天竜川における水辺レクリエーションの拠点として整備する。	新設

7 天竜小渋水系県立公園計画（案）の概要

（イ）道路（歩道）

- それぞれの施設について整備方針を明記
- 新たに次の整備予定施設を追加

路線名	区間	整備方針	備考
明神橋・下平線	起点：下伊那郡高森町下市田 終点： 〃 〃 山吹	天竜川沿いのウォーキング、ランニングコースとして整備する。	新設
矢筈線	起点：下伊那郡喬木村氏乗 終点： 〃 〃 〃	矢筈ダムから禍誤除けの滝への連絡路として整備する。	新設

（ウ）運輸施設

- 新たに運輸施設の項目を設け、舟下り施設を単独施設から移記
- それぞれの施設について整備方針を明記

種類	区間	整備方針	備考
舟下り施設	下伊那郡高森町下市田 (明神橋)	天竜舟下りの乗船場として整備する。	既設 (単独施設から移記)
舟下り施設	飯田市松尾新井 (弁天橋)	天竜舟下りの乗船場として整備する。	既設 (単独施設から移記)
舟下り施設	飯田市時又 (天竜橋)	天竜舟下りの着船場として整備する。	既設 (既存施設を新たに計画に位置付け)